

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	老朽化していく住宅ストックへの対策としてニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	良好な住環境の整備を目標とする基本構想等に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	分譲マンションの管理を促進するため補助すべきである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	分譲マンションの適切な管理や建替え等に影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	広く申請を受け付けている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	適正な審査の後、交付決定を行う。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	公益財団法人(都外郭団体)の制度を利用することを前提としているため、補助金交付以外の代替策は考えられない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	分譲マンションの適切な管理や建替え等に寄与する。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	分譲マンションの管理を促進することにより、良好な環境が整備される。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	良好な住環境が整備され、効果が広く還元される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区マンションアドバイザー制度利用助成要綱に基づいて事業を行っている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	団体等の活動を促進することが補助目的であるため。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	制度を利用した場合に掛かる費用に対する助成のため。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-		10
決算(予算)額	-	-	0	1,096
国庫支出金				493
都支出金				55
その他				0
一般財源			0	548
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

利用実績を増加させるべく、区報やHP等で普及啓発を図っていく。